

平成18年6月29日
於・農林水産省8階
水産庁中央会議室

水産政策審議会企画部会
第6回漁業経営・資源管理小委員会
速記録

水産庁

1. 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成18年6月29日 午後2時00分

閉会 平成18年6月29日 午後4時00分

2. 出席した委員の氏名

小野征一郎 野村 一正 福島 哲男 山下 東子 平野 重美 吉岡 修一

入江 徳成 玉田 耗也 長谷川朝恵 婁 小波

3. 議事

1. 開 会

山下委員長 それでは、時間になりましたので、ただいまから水産政策審議会企画部会の第6回漁業経営・資源管理小委員会を開催いたします。

本日は10名の皆様に御出席をいただいております。それでは、座って失礼いたします。

この委員会では委員の間での積極的な御議論を中心に進めてまいりたいと思っておりますので、御協力、よろしく願いいたします。

また、この委員会は公開されておまして、傍聴の方々もお見えになっております。議事録につきましてもすべて公開となっております。きょういよいよ第6回、この小委員会としては最後の委員会になりましたが、論点整理というのが御審議でございます。これだけですので、もしかすると早く終わるということもあるかもしれませんが、一応午後4時までは会場を確保しております。その前に退出されるという委員の方もいらっしゃいますけれども、一応4時までということになっておりますので、よろしく願いいたします。

2. 資料説明

山下委員長 それでは、議事に入ります。

事務局より、漁業経営・資源管理小委員会における論点整理について、資料の説明をお願いいたします。

坂井企画課長 それでは、お手元の「漁業経営・資源管理小委員会論点整理（案）」とあるものについて説明をさせていただきたいと思います。これは6月15日の小委員会において配付した資料と同じでございます。

すでにお読みいただいているということで簡潔にお話をさせていただきたいと思いますが、まずその前にこの資料の位置付けでございますが、実は昨日、加工流通消費小委員会で同様にこのような形で論点の整理をさせていただいたもので議論をしていただきました。これはあくまでもそれぞれの小委員会での議論を項目に分けてございますが、ある意味では論点を羅列した形のものでございます。今回議論をしていただきまして、来週、余りもう日はありませんが、7月の6日に企画部会で全体的な議論をしていただくことになっております。その場におきましては本日の御議論を踏まえまして、またこのペーパーを踏まえまして、また加工流通消費小委員会での議論、また企画部会全体として御議論いただいた課題、例えば基本計画の検証でございますとか、漁業共済、漁港・漁場整備といった課題もございまして、こういったものを総合いたしまして、政策的な体系化を図った形の論点整理を事務局として用意をさせていただいて議論をさせていただきたいと思っております。そういった意味で、本日は最後の小委員会ということで、企画部会に向けた議論であるという位置付けでございます。

資料でございますが、資源と経営、大きく2つに分けてございまして、資源回復と管理の関係では2つございます。1つは我が国周辺水域における資源管理の推進の問題、資源回復、資源管理の取り組みを積極的に行うこと、また資源回復施策と各種経営関連施策との関連づけの検討、さらには回復目標を達成した資源についての枠組みについて触れております。

次に、国際的な資源管理の推進につきましては日中韓三国の問題、マグロ資源、またIUU漁業、海外漁業協力についてまとめてございます。

次のページでございますが、次に漁業経営ですが、経営体の育成ということで、まずは施策の集中の考え方として、今後の漁業生産を担う経営体を育成するため、政策的な支援を集中することが必要である。また、我が国の水産物の安定供給という重要な使命を果たすことができる経営体を見極めるべきであるという点でございます。他方、我が国の豊かな食生活は多様な漁業経営の存在によって支えられている、こういった面についても御意見がございました。イの経営の改善、安定化に関する考え方、漁獲量優先の考え方から収益性優先の考え方に経営思想を転換することが必要であること。産地の販売力の強化、また経営安定のためのセーフティネット構築の必要性でございます。次のページ、3ページに参りまして、生産コストの縮減、省エネ・省人化等の取り組み、新規参入の促進。

4点目としまして、個別漁業ごとの課題への対応ということで、遠洋・沖合漁業におきましては船齢の高齢化に対応した低コスト船等への円滑な代船、規制緩和、沿岸漁業におきましては担い手の確保、系統組織の再編強化、遊魚と漁業との円滑な調整。4ページ、最後のページでございますが、海面養殖業の関係では、消費者に信頼される養殖魚づくり、漁場環境の改善による責任ある養殖業の実践、また消費者への情報の積極的な発信、需給問題をもっと分析し、対応の検討の必要性、内水面漁業・養殖業につきましては、外来魚・カワウ被害の軽減・防止対策を含め、内水面生態系復元の重要性、魚病対策の推進の必要性、以上についてまとめてございます。

それからもう一枚、本日御欠席でございます宮原委員から意見をちょうだいしておりますので、説明をさせていただきたいと思います。1枚紙、表裏、印刷されたものでございます。

まず資源の回復と管理につきましては、我が国周辺水域の関連では生産構造の展望を示し、これに沿って構造改革なり生産体制の再編を進める必要があるということ、国際的な資源管理につきましては、中国、韓国との関係で暫定水域・中間水域の資源管理はこの水域における漁獲だけではなくて、この地域を増殖の場としている魚種の資源枯渇にも関連する重要な問題であるという点、次に漁業経営、3の経営体の育成に関しましては、この担い手の育成確保並びに経営安定のための体系的な政策創設をJFグループの基本政策要望の柱としているところであって、新規参入の促進なり、またセーフティネットの構築、こういった点を体系的、一体的に講ずるべきである。次の裏に参りまして、この担い手の選定を考える場合に、地域の実態を踏まえる必要があること、またさらには集団・グループを担い手の対象に含める必要があるということ、またセーフティネットの構築につきましては財政措置を含め抜本的な政策の確立が必要であるということ。新規参入の関係でございますが、他産業から漁業への企業の新規参入を検討する場合、漁業種類によっては制度に関わる問題もあるということで、まずそういったことを検討する必要性を述べるに止めることが適切ではないかということでございます。

その他、個別漁業ごとへの課題につきましても御意見をいただいているところでございます。

以上でございます。

山下委員長 ありがとうございます。

3. 意見交換

山下委員長 それでは、ただいまの説明を受けまして、活発に意見交換をしていただければと思います。どなたからでも結構ですので、御意見等がございましたら挙手の上、御発言をお願いいたします。

大きく分けますとこの素案は資源のことと、それから後半で漁業経営、最後まで漁業経営ということになっておりまして、枚数的に言うと漁業経営の方が枚数が多い、項目も3と4が漁業経営になっておりますね。1と2が資源の回復ということですが、それほど分量があるわけでもございませんので、どこからでも結構かと思います。いかがでしょうか。

それでは、長谷川委員、お願いします。

長谷川特別委員 それでは、口火を切りまして、消費者の視点から幾つかお願いしたいことがございます。

まず、フードシステム全体を見通す視点で書いていただきたいなと思うのですね。と言いますのは、農業でもそうなのですが、消費者にとってお魚の切り身しか見えなくて、どういうふうに漁がされて、どういう流通過程があって届いてくるかということなかなか知らないのですね。知る機会が余りにも少ないと思いますので、もう少しそういう視点を入れた書き方というか、論点を盛り込んでいただきたいなというふうに思います。

例えば、この間、生産情報公表JASのお話があったのですけれども、そこで養殖の稚魚

を取るという話になりまして、そもそもその養殖の稚魚だけを取っているのか、それとも混じったところから稚魚を取り出すのか、そんなことも知らないような状況でして、けれども、稚魚の問題というのはこの宮原委員の中にもございましたように、非常に重要な問題だと思えるのです。ところが、なかなかそういう情報を知るすべもないというところがございますので、そこをぜひお願いしたいということが1点目です。

それから安全、環境への配慮ということが養殖魚のところでは初めて出てくるのですが、そのほか、消費者対応というのは養殖のところだけで書かれているかなというふうに思うのですが、この視点というのは養殖だけの課題ではないと思いますので、全体を見通したところで消費者に対応する視点というのをに入れていただきたいというふうに思います。

それから先ほど課長の方から、これは羅列であるというお話もございましたけれども、いずれ詳細になっていくのだと思いますが、それぞれの施策の中で一体主語はだれなのだろうと。そういう意味で言いますと、責任と施策の範囲というのがもう少し明確になるような方向で御検討いただきたいというふうに思います。

以上です。

山下委員長 ありがとうございます。

今、何かお答えとかはありますでしょうか。恐らく、消費者の視点というのは加工流通の方でむしろ多く取り上げられているのではないかと思うのですが、確かにここでは安全等は養殖だけになっていますね。天然魚の漁獲、恐らくそれは漁獲と流通になるのでしょうか。それは加工流通で取り上げられているのでしょうか。

坂井企画課長 6日に全体をまとめたものをお出しすべく今、準備を進めておりますので、その中でできる限り反映をさせていただくように考えたいと思います。まさに委員長御指摘のように、加工流通の方に主に出てきますけれども、そういったものとあわせて1本にまとめた中間論点整理の素案を6日に御議論いただきたいと思っております。

山下委員長 今、長谷川委員から口火を切っていただきましたが、それでは次はどなたか、いかがでしょうか。

婁委員。

婁特別委員 幾つかコメントをさせていただきたいと思いますが、資源管理、それから経営ということを考える場合に、やはり所得という視点がどうしても必要で、というのは、所得ということを考えた場合にたくさん魚を取ってもうかる経営体というのが1つと、それから少し取ってもうかる経営体、多分この2つしかないと思うのです、所得という、どっちみちもうからなければいけないという、もうからないと経営は維持できませんから。そうすると、この2つのタイプでどちらがいいかということ、たくさん取ってもうかる経営体というのは当然自給率を維持するという意味では非常に役に立つけれども、少し取ってもうかる経営体というのはそれこそ資源管理に非常にいい。だから、両方やらないといけなかなというように感じを受けますが、ここで出された論点整理の中で、どちらかというと自給率維持の方に重点を置いた資源管理経営体の政策というようなことが強くて、少し取ってもうけていくというようなやり方も少し強調した方がいいのではないかなというのが私の感想の第1点目です。

それに関連して、例えばではどうした方がいいかということ考えた場合に、4の「個

別漁業ごとの課題への対応」のところで、イの沿岸漁業ですね。沿岸漁業を考えた場合に、例えば少し取って所得が確保できるような経営体という場合に、その方法としてここには書いておりませんが、例えば漁獲物の高付加価値を含めた地域資源を生かした漁家経営の振興とか、そういうことも提唱されてもいいかなというふうに感じます。

それから、あともう一つは国際的な資源管理の推進というところなのですが、今、日中韓の資源管理が非常に問題になっていて、その利用のルール、資源をどう利用するかのルールというのは決まりましたけれども、どう管理していくかのルールというのはなかなか実効性のあるような仕組みがないというのが現状ではないかなと思っております。そういう意味ではもう少し、例えば共同管理を目指すのだというようなことを書いてもいいのではないかなという気はいたします。

それからもう一つなのですが、新規参入の促進、いわゆる担い手問題というのが出てきておりますけれども、多分この「担い手」というのはこの何十年間ずっとやってきてもなかなか確保できない。これはやはり所得という1点ではないかなと、所得がある一定の水準というのが見込まれれば当然漁家の子弟、後継者としても出てくるでしょうし、当然外からも入ってくるだろうというような気はいたしますが、今書かれている新規参入の促進というようなことで、所得をいかに考えるかというような視点がなかなかないので、これから頑張ってもどうかなという印象を受けます。

以上です。

山下委員長 ありがとうございます。キーワードとして、もっと所得ということを考えるべきであるというような御意見だと思います。

今の御意見の中でちょっと質問があるのですが、4の個別漁業のところの沿岸のところで、地域資源を生かした何とかというふうにおっしゃったのですが、その地域資源というのは魚のことなのでしょうか、それとも地域のことなのでしょうか。

妻特別委員 もちろん魚のことは一番地域の資源ですから、例えば、要は1トン取って100万円売上を出すか、300万円出すかというような話だと思うのです。100万円から300万円にするというのは、そこには当然、地域資源、例えば魚食文化とか様々なものを付加価値としてつけてやるやり方だってあり得ると思いますので、そういったことを考えてやるべきではないかなということです。

山下委員長 ありがとうございます。

それでは、ほかにはどなたかいかがでしょうか。

玉田委員。

玉田特別委員 漁業ということで割と日本人になじみのあるということで思われているのですが、消費者レベルでは意外に漁業のことというのは情報を持っていないということがあって、案外このあたりの情報ギャップというのが問題点としては大きいのではないかなというふうに感じる場合が多いということで、要するにもっと消費者に対して積極的な情報を発信する、交流するといったことの機能というのが必要ではないかなと思います。

例えば、資源管理の冒頭に出てきます周辺水域における資源管理の推進という中で、よく気になるのが、非常に数少なく残された藻場とか干潟の埋め立てというものです。これはいまだに新聞を通して初めて知るといった機会が多いですね。せっかく残っていて、何で今ごろ埋め立てする必要があるのだろうという、それは相応の理由があると思うので

すけれども、ほとんどローカルなとらえ方でしかなく、一方で藻場とか干潟が持つ機能というのは非常に生物的に見ても有用な機能ということのほか、最近ではそれを金銭に置き換えて、では例えば藻場が持っている浄化するのに、その浄化設備をつくったときにどれぐらいの機能があるかといった非常に深い情報ということがありながら、そのあたりがなかなか一般的に知られていなくて、世論としてそういったものについての保護ということの形成ができていないのではないかというふうを感じる場合が多いということで、まずそれが1点です。

それから養殖魚もそうなのですけれども、正直なところ、消費者の養殖魚に対するイメージというのは、どちらかというとマイナス面のイメージが多いと思うのです。一般的に消費者が養殖の魚で情報を得る機会というのは、何か異常なこととか例外的なことが起こって、ニュースを通じて初めて知るといって、それが蓄積されると全体の広い情報がない中で、そういった断片的な情報だけでイメージが形成されることが多いということですね。

ところが、この会議の中で出された資料で、例えば漁場の環境管理ということを整備する法律がまずあって、それから安全対策もポジティブリスト制ということで国の制度が変わりまして、水産医薬品の使い方であるとか、それから飼料添加物についての管理とかといったことが非常に細かく適切になされて、ちゃんとしたことが制度として行われるという環境の中で生産しているにもかかわらず、ほとんどそういったことが知られていないということで、何でこんなにいろいろやっているのに情報が消費者に対して発信されていないのだろうかということで、案外今やっていることについての情報ということを経済者ともっと広く共有することによって解決できる問題があるのではないかというふうに考えますので、改めてですけれども、消費者に対してもっと積極的な情報を発信する、交流することについての取り組みというものの必要性というのですか、そういうことを考えてほしいというふうに思います。

山下委員長 ありがとうございます。

いろいろな養殖のこと、それから資源、藻場、干潟等を例に、消費者なり一般国民ということでもあるかもしれませんが、一般市民に対して知識の共有が全然できていないという、そういう課題を出していただいたかと思えます。確かにそのことは私も実感しますけれども、この企画部会での話でもありますが、もう一つ、この水産庁さんでは白書を出しておられて、そのときにもやはり、それが一般に向けて現状を知らせるというような意味合いもあるので、ちょうど課長さんはそちらも担当しておられるので、そういう意味でも漁業の方で、水産業側でと言うのでしょうか、まあ当たり前だと思っていることが意外と知られていないということ掘り起こすことというのは大事かもしれないというふうに私も思います。資源も、例えばこんなにあれが取れなくなった、これが取れなくなったと言っているけれども、実際に店頭ではいつもいろいろなものがとっかえひっかえ並んでいて、とって魚がなくなったようには見えないわけですね。牛肉ですとアメリカ産のものが並んでいないのに気がつくのですけれども、魚種は豊富ですので、どれかがなくなっても余り気がつかない、そういうことも実際にあるかなというふうに思います。どういうふうにそれを一般に知らせるかというのが課題かというふうに考えます。ありがとうございます。

ほかには、今の話を受けてでも、またほかのことでも結構ですが、いかがでしょうか。

婁委員、どうぞ。

婁特別委員 済みません、私が発言を余りしてはいけないとは思っていますが、1つ、海面養殖のところ、ノリ養殖についてはいろいろ書かれていますのでけれども、この後の内容というのは、これは多分ノリだけではなくて、色落ち対策はノリですけれども、ほかの業態でも似たような問題というのがあるのではないかなと、当然ノリというのはこの問題が大きいとは思いますが、ほかはどうかというのが気になったのですが、ちょっと申し上げたいのは、これは最後にしようかなと思っていましたけれども、気になったのでちょっと申し上げます。

2ページの方の真ん中の方の「施策の集中の考え方」というところで、真ん中で将来にわたって水産物の安定供給という重要な使命を果たすことができる経営体を見極めるべきということなのですが、別にこのことに対してこれはだめだということではなくて、ただ考え方が2つあって、1つ、要するに漁業者とかあるいは漁業経営体というのは一体何なのでしょうかとということに関わってくると思いますが、私などは漁業者とか漁業経営体というものは基本的には家族を養っていく、自分の生活を維持していくというのが基本であって、そのための手段の1つとして魚を取っているというふうに理解しております。そうなりますと、将来にわたって水産物の安定供給という使命を果たすというようなことは本来多分考えていないと思うのですよ。漁業という産業だったらこの使命を担っていいですが、1個、1個の経営体にこの使命を担わせるとものすごい重荷になるのですね。もしそれを担わせるのであれば、方法は1つ、所得補償をしてあげてくださいということになるかと思いますが、そこまで考えて書かれているのかどうかというのをちょっとお聞きしたいなということです。

山下委員長 最後ではなく、早めに出していただいてよかったと思います。最後だったら答えていただけないかも……、何か、今、質問になっているかと思いますが、お答えはありますでしょうか。

坂井企画課長 率直に申し上げまして、この点について、まさにこれからこういった視点で議論をしていくことが必要ということで、婁先生御指摘のように、この安定供給という重要な使命を果たすというのを、これは具体的に、ではどのような義務になるかというような話まで詰めているわけではございませんので、この方向性としての議論として今こういった形で書かせていただいております。ですから、そういった意味で、今の問題意識として所得補償とセットでこれを書いたということではございません。もちろん漁業という家族を養う、あるいはそういった手段として漁業を営む中で、他方、国民に対する食料の安定供給という使命も果たしていただいておりますので、そういう側面に着目して書いたということでございます。

山下委員長 漁業者の方もいらっしゃるのですけれども、平野委員、どうぞ。

平野特別委員 今、ちょうど婁委員が言われた「水産物の安定供給という重要な役割を果たすことができる経営体を見極める」というところを、自分もちょうど今カラーペンで書いていてちょっと質問しようかなと思っていたところなのですけれども、経営者であればやはりもうからないと続けていくことはできませんよね。だから、施策の支援を集中することが必要であるということ、施策を集中するからこういうふうに書かれたのだろうとは思いますが、経営者だったら本当にもう確実にもうかること、いつでも撤退でき

るような、漁業からは早めに撤退した方がいいのではないかなという状況に今追い込まれているので、本当に婁先生が言われたような所得補償、そこら辺まで持っていくようなあれじゃないと、今、本当に危機的な状況になっているのではないかなと思います。でも、そういうことはできないのだから、自助努力が必要なんでしょうけれども、今言われたような、余り重過ぎるのではないかなと、書くのはどうかかなと思います。

それともう一つ、担い手の方で、政策的に支援を集中するというふうになっているのですけれども、宮原委員も書かれているように、地域性というのがかなりあると思うのですね。だから、自分は長崎の佐世保の方で都市に近いもので、少ない量を取っても道の駅とか何とか、売り方によって、結構所得的に恵まれているのですけれども、五島であるとか対馬であるとか、そういうところの漁業者はやはり大量に取らないと流通コストで取られて所得が上がらないとか、やはりそこら辺の地域性を考えた選定をしてほしいと思います。

以上です。

小林水産庁長官 ちょっといいですか。

山下委員長 はい。

小林水産庁長官 今、本質論が出ましたので、ちょっと私の方からも説明申し上げておきますけれども、まず今、この委員会で議論いただいている事柄をベースにまた秋以降、いろいろな具体的な政策という話になってきますので、まず委員の皆様方の自由な御意見をいただいて、それを取りまとめさせていただくという前提なので、今、役所の方であれこれですよというそういう意味ではなくて、今、我々は農林水産行政をやっている中で、今までの考え方ということでちょっと理解いただきたいのですが、今、婁先生がおっしゃった個々の経営について食料の安定供給という役割を担わせるという、まあ一種のこれはオブリゲーションですね。それに見合った形では、片方で経営を維持する、そのための所得補償という、これは非常に1つの政策論としてあり得ると思いますが、今までの農林水産政策は必ずしもそういった形でスパッと割り切ってやっているわけではないと思います。本当に個々の経営という、経済的理論の経営と施策の対象としてこういう経営になってほしいと、そういう経営のいわばトータルとしまして、この食料の安定供給政策をやっていくのだというその政策上のスポットの当て方とちょっと違うのではないかなと思います。

したがって、そこが確かに一緒になってしまいますと、たとえば言えば、本当に国策会社みたいな形で、そのために農家、漁業者の皆さんに働いてもらうとなればそういう形になるでしょうが、それとは違いますので、そういった意味で今の政策的な明快性というのは逆はないかもしれませんが、たとえば言いますれば、農業の今までの仕組みは価格安定制度でできていますね。価格安定という形で一定の内外価格差を保障する。これは経営というよりもいわば全体の経済的な構造ギャップを埋めるような形で、それは今度品目横断でいわば所得者に移行しますけれども、これも個々の経営まで、これまで割当的につくって、それでという話ではないのですね。あくまでも従来のやってきたことを積み重ねる形ですから、そういう意味では経営としてこういった経営になってほしいということと所得補償というのは裏腹の関係になっているという政策ではまずないという、そういう理解であります。

ただ一方で、そうは言ったって、じゃあ経営をやってもらうときに、その経営が成り立

つような環境と言いますか、全体としての構図はつくっていきたいという意味で、そういう意味でのいろいろな所得対策という言い方はあれかもしれませんが、いろいろな価格変動とか所得変動に対する対策、あるいは構造改革のための希望価格の対策というようなことをやっているという形で、恐らくこれは農業、漁業とも共通の考え方になっていくのではないかと考えています、ですから、我々これから経営安定対策の施策ツールとして、たとえば言えば、この間も議論になりましたけれども、漁業災害補償制度をどういうふうに活用するかとか、そういった議論がこれから出てくるとは思いますけれども、基本として、なかなか婁先生の御質問に答えられるような明快な割り切り方は今のところ難しいのではないかと考えているという状況であります。

山下委員長 ありがとうございます。

ということですが、よろしいですか。

婁特別委員 はい。

山下委員長 今、吉岡委員と小野委員から手が挙がっていますが、吉岡委員からお願いします。

吉岡特別委員 いろいろと立派なことが書き上げてあるわけでございますし、そうかもしれませんが、こうした考え方と現場とでは随分と、私は余りにもギャップがあり過ぎるのではなからうかなと、このように思っているわけでございます。積極的に必要だ、必要だといろいろ書いておりますが、必要であると同時に、どうすればこのようにするのだという、私は明快に書く必要があるのではなからうかなと、必要だということは皆わかっておるわけですから、何かとぼけたような、ぼけたような感じすらするのではないのかなと、これは逃げと違ふかなと、私はそういう思いが実はしておるわけでございます。

特に、最初の種苗放流、休漁、漁獲制限等の手法というのは、これはやはり TAC、TAE の問題だと私は思っておるわけでございますが、途中で生産が上げればふやすというのは、本当にそれがいいのか悪いのか、私は今後の課題だと思いますけれども、本当に積極的に推進していこうと思えば、やはり我慢させるところは我慢させて、魚価が上がるような対策を立てないとまずいのではないのかなという思いが実はいたします。

それから、国際的な資源の管理ということになってきますと、最近特に竹島問題がうるさく言っておるわけでございますが、本当に私は国別の漁獲数量、隻数、そうしたものがきちっとまず確実に把握ができておるのかどうかという、我々は現場としては実は疑いを持っておるのは事実でございます、そうしたことも私は何らかの格好で入れていただきたいなという思いが実はするわけでございます。

それからいろいろ、このとおりかもしれませんが、特に沖合、あるいはまた沿岸の問題ですね。特に、遠洋沖合漁業ということで低コスト船、高性能船への円滑な代船が必要だということ、代船が必要なことはわかっておりますが、経営的に合わなければなかなかできない。そのためには国としてリースを含めた格好の中でどのように対策を考えていくかということもここで何か謳っていただきたいなという思いがするわけでございますが、特にそういうことになってきますと、規制の問題が私は非常に重要視されるのではなからうかなと思っております。検査にしましても、最近3年、5年ということに多少は規制が緩和されておるわけでございますが、特に漁場の問題ということになってきますと、沿岸と沖合との私は線引きを思い切った考え方で根本的に見直すことを考えてこなけ

れば、双方ともが私は合わないと思っておるわけでございます。極端な言い方をしますと、最近におきましては、各日本国中すべてそうだと思いますが、以前は漁船の性能が悪かったから沖合には出てこられなかった。しかし、今の許可が沿岸なのか沖合なのか、沿岸だって、沖合まで、操業可能なところまで実は操業を現実問題なさっておるわけでございまして、その中で沖合と沿岸との問題が、沖合でいろいろなトラブルがあることは、我々の場所でもそうでございますが、事実であるわけでございます。そうしたことがどうしてもきちっとした表の舞台で議論されない。私はそういう面が全国各地で多々あるのではなからうかなと、このように思っておるわけでございますし、今の禁止ライン自体が昭和20年代の禁止ラインのところ随分と実は多いわけでございます。ですから、我々は沖合という経営者になっておるわけですが、沖合漁業だけが犠牲を被って、沿岸だけが保護されるような今のやり方が、私は非常に強いのではないかなという思いがするわけでございまして、その中で少なくとも日本の食料生産というのはいはり沿岸よりも沖合漁業でもって随分と協力してきておるつもりでございますので、そうした点を私はきちっとこの際、高い見地の中で、思い切った考え方をやっていただければ幸いと、このように思っております。

山下委員長 どうもありがとうございます。

御意見もあるかもしれませんが、先ほど小野委員から手が挙がっていたので、先に小野委員、お願いします。

小野委員 先ほど妻委員と長官とのお話がありましたけれども、漁業経営の問題で私、ちょっと意見を申し述べたいと思います。

水産基本法にも「効率的かつ安定的経営」ということがきちんと明文化されておりました、そういう経営を追求していくのだということは一般的には書いてあるわけですがけれども、私はそれをもう少し具体的に、これの論点整理でも「個別漁業ごとの課題への対応」という形で、これでは遠洋・沖合漁業、沿岸漁業という非常に大まかなくくり、あるいは海面養殖業、内水面漁業・養殖業という形で書いてあるのですけれども、もう少し、この部会でも少しは議論があったように思うのですけれども、例えば遠洋だったらカツオ・マグロ、例えばですね。あるいは沖合だったらまき網とかいうように業種別に、それから沿岸ですと階層別ですね。それから養殖ですと主要な養殖業、魚類養殖、それからノリもありますし、それから貝類養殖もありますが、それぞれのそういう主要な業種について経営モデルと言いますか、そういうことを考えてみる必要があるのではないかと思うのですが、そういう中で経営の問題と言いますか、あるいは所属の問題、そういうことをモデル的に、あるいは例示的にこういう方向を追求するのだということを、今度のこれの論点整理ですぐ出すというわけにもいかないでしょうが、将来と言いますか、秋以降の課題として考えていくことが必要ではないかというふうに思うのですけれども、その中で、例えばさっきの所属の問題は、前に、ここには出ていませんけれども、共済の問題として議論されたと思うのですけれども、まだ共済でも議論しているところでしょうが、漁業共済とか、あるいは漁業調整とかいう、そういう大きな枠組みの問題とともにもう少し具体的な経営の内部に入った議論をしていく必要があるのではないかというのが私の意見なのですけれども。

山下委員長 もう少し具体的に個別に検討すべきだという御意見かと思いますが、先ほ

どの吉岡委員の御意見なのですけれども、現場とのギャップがあって、いろいろ必要だというふうに書いてあるだけだとおっしゃっていたのですが、これについては、私の受け取り方としては、これは基本計画をこれから考えるための材料という意味では、何が必要だというふうに書いてあるのは、ここで問題があると認識しているという、そういうサインかなということだと思いますね。ですから、これがあって初めて、じゃあ具体的に何をしようかと始まるのではないかと。そういう意味では書いていないけれども、必要なものをむしろ、書いていないことを探すというのでしょうか、この時点では、そういうふうにしていく作業が必要で、とにかく必要だと書いてあればこれは問題があるというふうに認識されているのだと、そういうふうを考えていいのではないかと思います。

ただ、TACとかTAEとかの問題についても言及されましたけれども、これについては一番初めに長谷川委員がおっしゃったことと共通していると私も思います。ちょっと自分の意見にも入ってしまいますが、長谷川委員の方からは主語はだれなのか、それが責任の所在を明確化することであるというようなお話がございましたけれども、実際に吉岡委員がおっしゃったこともそういうことではないかと。結局、ではだれがだれのために、何の目的を持って資源をどこまで回復するか、そういうことがきちんと共通で認識されるというのでしょうか、規制をかける方も受ける方も共通で認識していることが必要なのではないかと。そういう意味では、確かに基本計画がだれのためにあるかというようなことが明らかになってお互いが合意する必要があるだろうというふうに思っております。

ほかには、今の関連の話でも、また別の話でも結構です。

福島委員、お願いします。

福島委員 今の吉岡委員にちょっと関連した話になりますけれども、そもそもこの委員会で話をする冒頭のときに、要するに基本法の見直しの時点にあった自給率を上げるのだというふうなところから私は始まったように記憶しておりますと、そうしますと、先ほど吉岡委員が言っていましたように、私も沿岸よりも沖合での生産量をいかにして確保するかということが重要な問題になってくるのだらうと思うのですが、その中であって、この1ページ目に「漁船漁業の構造改革を進める」とありますけれども、前の古い資料で今手元がないのでちょっと記憶だけですけれども、現在、稼働している船齢は魚種ごとによって15年か、あるいはそれ以上というふうに私は記憶しておりますが、そういうふうな船は年々古くなっていきますと、やはりこれは構造改革を進めていかないと合ったような生産体制にはならないのではないかと。また、自給率とも結びついてこないのではないかと、このように私は思うのですけれども、そうしますと、今の船ではなかなかそういうものには対応しにくいということになると、それに見合ったような建造ということになると思うのですが、先ほどこれも吉岡委員がおっしゃっていましたリースの問題がありますけれども、今後、そういったことに対する洗い替えをしていく場合の対策と言いますか、こういうものはいかように考えているのかな。

と申しますのは、私らの建造をするに当たってはいろいろなところからそれぞれ資金調達をなされていると思うのですが、例えば私の場合などを申しますと、農林漁業金融公庫さんから、かれこれ50年ぐらいお世話になってきているのですが、今度、再編をするというふうなことで、実はそのことを心配しているのですが、今、全体で漁船漁業に対する農林漁業金融公庫の融資のパーセンテージというのはどんどん落ち込んでいまして、消費税

よりも低い2%ぐらいなのですね、消費税は5%ですから。今度上がるかもしれませんが。そういうことで、非常に危惧している。まあ、切り捨てられるということはないのかもしれませんが余りにも漁船漁業の分野が全体的に落ち込んできているというふうなこと等を考えますと、個人的には非常に、今後漁船漁業の経営を構造改革を図りながらやるとした場合に、果たしてどこまで協力してくれるのかなというようなことを今考えておりました、いずれにしましても、改革をするということになると今の15年とかあるいは20年とか経過した船で生産を上げると言っても、それは船齢が古くなるとなかなか難しいと思いますので、そういったことに対する対応を具体的にどう考えているのかなと、この辺をちょっとお伺いしたいと思います。

山下委員長 お願いします。

坂井企画課長 まず自給率の関係につきましては、企画部会の冒頭で現行の水産基本計画で食料自給率を65%まで上げるということを目標にしているということの説明させていただきました。新たな水産基本計画で自給率をどうするか、これはまた今後の議論でございますので、秋以降、企画部会で今のところ議論していただくということで考えております。

それから、先ほど委員長から話がありましたように、この審議会、秋以降もまた行っていく、これまで御議論をいただいている目的は水産基本計画、新たな計画を来年3月につくるということで、そういった意味では水産施策全体の基本的な方針を定める計画ですので、やはりある程度抽象的な面がございます。もちろん、具体化できるところはできる限り基本計画の中でも具体的に書いていくということが必要ですし、そういった方向で御議論いただいて努力をしたいと思いますが、他方、具体的な個別の施策ということになりますと、これは毎年の予算要求で行っている予算でしたら施策になりますので、それはまた現在ですと19年度の予算に向けて検討しておりますので、そこはそういった予算を基本計画に書くということではございませんので、そういった意味では方向性をどうやって示していくかという議論が中心になってくるということで考えていただきたいと思います。

山下委員長 よろしゅうございますか。

福島委員 はい。

山下委員長 ほかにはいかがですか、野村委員。

野村委員 ちょっと質問なのですが、2枚目の「漁業経営」のところの3のアの「施策の集中の考え方」、私は記者をやってきましたので、恐らくこれを原稿にすると、ここを1つの重要なニュースとして書くことになると思うのですが、ただこれを読んで行きますと、1つ目のポツは確かに将来にわたって水産物の安定供給という重要な使命を果たすことができる経営体を見極めて、そこに政策的支援を集中すると、非常にわかりやすいのですが、その後、多様な、豊かなとか、何と云うのですか、単にどこか一部の層に集中するのではなくと、こうなってしまうのですが、これをつけた意味というのはどういうことなのかちょっと教えていただきたいのですが。

山下委員長 お願いします。

坂井企画課長 この論点整理の素案はあくまでも本日御議論いただくということでまとめさせていただいたものですが、実際にこの小委員会で御議論いただいた中で、施策の集

中という方向性について賛成という形で意見を多数いただきましたが、他方、施策の集中ということを考えるのも大事なわけけれども、漁業経営の一部に施策が集中すると、他方ここに書いてありますように、豊かな食生活は多様な漁業経営に支えられている面もあるので、そこは施策の集中をしつつ、全体的なバランスも考えるべきだと、そういった形での御意見がございましたので、ここである意味ではバランスを取る形で紹介をさせていただいておるところでございます。こういった点につきましては、本日、また6日の企画部会でも御議論をいただければというふうに思います。

野村委員 これは両論併記と、こういうようなスタイルですか。

坂井企画課長 これはあくまでも本日の御議論いただくために書かせていただいたものですので、最終的に6日に御議論いただいて、そこはまた検討をさせていただきたいと思っております。

山下委員長 確かに両論併記に見えると私も思います。2回ぐらい前の資料なのですが、2割の漁業者が8割の収益を上げているというような、いろいろなそういうことを対照させた資料が出てまいりまして、御記憶の方も多いと思います。そのときの議論の中で、やはりそうは言っても、先ほど小野委員が言われたように、魚種とか地域によって年収が50万円上がるのがとても簡単のところとそうではないところといろいろあるものですから、それを言うと一律に例えば所得基準で切ってしまう、切り分けてしまうというようなことは難しいだろう。季節性等もあるだろう、魚種もですけれども。ということで恐らくこの後がついていったのではないかということだったと私も記憶しています。

野村委員 1点いいですか。

山下委員長 どうぞ。

野村委員 じゃあ、そういうことでわかりましたが、実はこれは農業でも大変な問題でありまして、小さな部分を政策対象外とすると地域がもたないという問題、あるいは水の管理とか、そういう問題も一方にあるというので、それを例えば集落営農と言ってみんなが集まってやるものに対しては一定の要件を満たせば政策をそこに重点的に、これは明らかに所得補償なのですが、そういったことをやりますということとか、あるいは水管理とか環境問題に対しては別途車の両輪としてそういう政策を立てますということを行っているわけですから、これは私はどちらが正しいかという議論ではなくて、もう少し体系立てた書き方をしてもらった方がいいと思うので、これだとどっちがどっちかちょっとわからないということですね。

ただ、やはりそういう小さいところも、あるいは漁村全体を活性化していくという意味での問題点というのも明らかにこれは視野に入れなければならないテーマだと思いますので、そこは整理していただきたいなというふうに思います。

山下委員長 そのように御検討をお願いいたします。

ほかにはいかがでしょうか。今日が最後ですので、同じ方が何度でも結構でございますし、ぜひ皆さんに御意見、あるいは疑問に思っておられることの質問なりということも、では、入江委員、お願いします。

入江特別委員 私、漁業者、生産者の観点からちょっと意見を述べさせていただきたいと思いますが、現状では漁業者全体の経営基盤というのが非常に弱体化しているという気はしているのです。だから、このような弱体化した漁業経営者をどのようにして立ち上

げるか、そういった経営策、経営の安定の強化策を打ち出すことが1点と、もう一点は漁業者の負担の少ない制度を確立させる。そういったスタイルを確立することによっておのずと生産効率も上がってくるような気はするのですが、そうすることによって自給率もアップにつながっていくのではないかという気がしておりますけれども、これはどんな状況でしょうか。

山下委員長 ありがとうございます。

今、2つ目の負担の少ない制度というのは何の負担ですか。

入江特別委員 やはり保険制度とかいろいろな、漁船保険制度とかいろいろとそういった保険制度もあるし、そういった負担の少ないような制度の確立。だから、漁業経営基盤を強化するという対策は今、一番必要ではないかという気がするのですが。

山下委員長 漁業経営基盤を強化するための……。

入江特別委員 抜本的な対策。

山下委員長 抜本的な対策が必要であるということですね。今のは御質問ですか、それとも御意見。

入江特別委員 一応意見もあるし質問も、どのようにお考えになっているか。

山下委員長 それでは、お答えの方、お願いします。

坂井企画課長 まさにそのような視点を踏まえまして御議論をこれまでもいただいておりますので、漁業経営の安定を図るためのセーフティネットの構築が必要、こういった形、特に2ページの経営体の育成、ア及びイのところそういった点、これまでいただいた御議論を踏まえてここでまとめさせていただいております。また、繰り返しになりますが、本日いただいた御議論を踏まえて事務局として6日に向けて準備をさせていただきたいと思っております。

それから、漁業共済につきましては別途、企画部会本体でそういった点も含めて御議論をいただいております、その点はパーツ、パーツになって恐縮なのですが、この小委員会ではなくて企画部会全体ですので、そちらの意見も踏まえて6日は全体的なまとめたものを用意させていただきたいと思っております。

山下委員長 わかりました。

長谷川委員。

長谷川特別委員 教えていただきたいのですが、今、経営安定対策ですとか、経営が大事というお話がありましたが、私も妻先生と同じで、生涯賃金ですとか、やはり所得がどの程度得られるものなのかというシミュレーションはすごく大事ななと思っているのですよ。それで、農業で言いますと、営農シミュレーションとか、農協の方が営農指導員ですか、1万人とかとたしかおっしゃっていたような気がするのですが、いらっしゃって営農指導をしているということがありますよね。漁業の場合にはそういった仕組みですとか制度とか人とか、そういうものがあるのだろうか。それがなくなかなか新規参入も難しいでしょうし、もちろんセーフティネットをつくっていったとしても全体の自分の漁業者となっていた人生設計ができるのかなと、専門家の方はそんなことはわかっているよとおっしゃるのかもしれないのですが、素人ながら見ているとそう思うので、そういったものがあるのかどうかだけまず教えていただきたいと思っております。

山下委員長 お願いします。

坂井企画課長 漁業の分野でも漁業改良普及員という仕組みはございます。ちょっと詳細な人数とかは今手元にないのですけれども、新規参入等の点を議論するときに、やはり農業と一番違いますのは、漁業の場合は遠洋・沖合漁業は企業が中心ですので、農業のイメージが一番近いのは沿岸漁業で家族経営のところになると思いますが、そういった点では改良普及員という仕組みもありますし、あとは漁業協同組合が例えば新規参入の際に一定の役割を果たす、経営指導等の役割を果たす、そういったところが担われているところでございます。

山下委員長 そうすると、一応あるにはあるけれども、経営体の状況も異なるし、その対策も同じではない、多少異なったものとなっているというようなことかと思えます。その点では、3ページの上の方、工の新規参入のところに「他産業から漁業への企業の新規参入を促進する」というふうに書かれているのですね。これが何漁業に対してそういうふうに書いてあるのかなと私も思っていたのですけれども、企業的経営を促進するというような感じなのかなというふうに受け取っていたのですけれども、どんな感じなのですか、これは。

坂井企画課長 確実な記憶ではございませんが、この御議論をいただいたときは、特に業種を限定したという形での御議論ではなかったと思えます。ちなみに、先ほど申し上げましたように遠洋漁業、沖合漁業では企業が中心ですし、沿岸の関係では特に魚類養殖、養殖の関係で企業の経営が行われているケースがございます。

山下委員長 それでは、ほかに御意見はいかがでしょうか。

妻委員。

妻特別委員 1つ確認なのですが、資源管理の方で最後のところで、「水産資源の合理的利用を確保するためには、漁船漁業の構造改革を進めて生産体制を再編することが必要」ということの、その「生産体制の再編」というのは具体的に今なかなかイメージがしづらいという点、要するにどの業種をカットし、どの業種をあれする、沖合を振興しとかいうことなのかなというふうにイメージしてしまうのですけれども、私など、例えば水産資源を管理していく、あるいは合理的に利用していくというときに、漁家の経営構造を変えていくということがやはり結構あるのですね、皆さん、うまくやっているところは。必ず経営構造をいろいろ変えていく、シフトしていくということがあるので、多分その生産体制を再編するというのがこの漁家経営構造というのにも含まれているかなというふうには理解するのですけれども、そこの辺があればいいのですけれども、単に漁業種類を再編するということなのかどうかということちょっと1点確認をしたいということ。

もう一つは経営体の育成、全体の話で、それは感想なのですが、経営体を育成するという、これは非常にいい言葉で、つまり育成するわけですから、経営体全体の数をふやしてもいいし、減らしてもいいということですが、ただ効率的、競争力の高い経営体を育成していくということなのですが、ただ全体で、今日本の漁村は大崩壊が始まっていると言う人もいて、実際、もう今加速的に崩壊が進むというような地域が私はあると思っておりますけれども、そうなりますと、そういった地域で、実は崩壊した漁村地域で非常に効率的で意欲のある経営体というのはなかなか見つからないのですよ。崩壊したらもう終わりなのです。先ほどの野村委員の話と一緒にすけれども、地域そのものが上中下みたいな層がなければ、ただ単に上層部の経営体を維持するというようなことはなかなか現実的には

難しいという部分があるのですね。したがって、ここでもし経営体の育成ということを考えた場合には、やはり何らかの形で経営体のある一定の数というものを最低維持していくような1つの目標を立てて頑張ってもいいかなと、ただ、これは非常に難しいだろうと思います。育成であれば、今、自然的に減っていきますから、選択と集中、まあ「選択」とは書いてありませんけれども、集中の結果というふうには言えますが、ただそれはある一定規模の経営体を維持しておかないと、上の部分の経営体がなかなか存続しづらいというようなこともあると同時に、実は漁業の特殊性があって、農業と違うのは、漁業権というのは所有権ではないのです。終わってしまったら終わりなのです。あとは漁協に残すか何になるかということなので、そうすると、跡形もなく消えていってしまう。ものすごい低い、7万とか8万とか、そういうレベルの経営体で果たして今のような漁業権というものをこれから将来にわたって需給率を維持するような漁業を維持できるような権利確保ができるかどうかというのは私は非常に疑問なのです。そこに非常に危機感を感じています。

以上です。

坂井企画課長 まず経営体の育成で目標との関係でございますが、現在の基本計画、これは基本計画本体ではございませんが、基本計画をつくったときにあわせて沿岸漁業の生産構造の展望ということで、沿岸漁業の経営体につきましては平成24年に趨勢では6.5万人に、その中で主業的漁家、これは専業及び第一種兼業漁家、すなわち漁業収入が収入の半分以上を占めている漁業を専門にやられている漁家のうち基幹的漁業従事者、これはもっぱら海上作業、漁業をやられている方なのですが、中心となって漁業をやられている方が65歳未満の漁家と、こういう65歳未満の方がいて専門的に漁業をやられている主業的漁家、この数を3万というふうに趨勢では見込んでおるのですが、これは政策努力によって展望として全体的な数、趨勢では主業的漁家3万のところを3.5万といった形、全体では漁業経営体7万のうちその半分の3.5万が主業的漁家、そういった展望を示しているところでございます。この辺はこういった目標がいいのかどうかも含めて、今後また御議論をいただきたいと思っております。

それから、最初の資源管理のところの漁船漁業の構造改革を進めて生産体制を再編ということですが、これは幅広くいろいろなケースがあり得ると思うのですが、これを御議論いただいたときには、漁獲量重視の発想から、やはり収益性重視の発想、こういった文脈での御議論の中でこういった検討も必要かといった話をいただいたと思いますので、例えば船団構成を変えて、まき網漁業のようなミニ船団化のようなケースも該当すると思うのですが、そういったような漁獲量重視からコストを下げて収益性重視への転換、こういったケースも1つ出てくるのだらうと思います。そういったケースを1つ念頭に置いての御議論だったと思いますが、繰り返しになりますが、ここでの御議論として特定のケースに当てはめるということで考えているわけではございません。

山下委員長 よろしいでしょうか。

妻特別委員 はい。

山下委員長 経営体を将来どうしていくかというのはなかなか議論も分かれると思えますし、それと「経営の安定」という言葉ですね。これについてもやはり少し、この場ではなくても、考える必要があるかなというふうに思うのです。というのは、漁業の性質とし

てもそうですし、たまに資源がふえて大もうけをするというようなことはやはりありますし、そういう機会を失うべきではないとも思うのです。でも、経営を安定させるということは、ある年はとてももうかって、ある年は損をするということがないようにすることなのです。だから、その漁獲をするということと経営安定というのがイコールで結びつく、そのまま結びつくとはちょっと思えない。むしろ一般企業でも例えば経営を安定するというのは多角化によって経営安定をしたりしている。恐らく漁業でそれが考えられるとしたら、季節ごとに違う魚種をいろいろと当たっていくという漁業がありますね。それとか、陸上の別の、例えば加工とか販売をするとか、そういう付加価値型のものと漁獲を組み合わせるとか、そういった多角化によって経営を安定するという方法もあると思うのです。そういう意味では結論があるわけではないのですが、どういうふうにして経営を安定させるのかということと、それから経営体を残すというときに、これから集約して行って、しかし漁船なり漁業者数として一定規模を残すというのか、それとも1人1経営体だということの体制を、特に沿岸漁業である程度残していかなければいけないというふうな、そういう気持ちがあるのか。私も婁委員の意見を聞いていて、どちらの方に、どういうふうにご考えておられたのかななどと思ったのですけれども。

婁特別委員 実は心配というか、それはただの懸念で、杞憂で終わってほしいと思うのですが、要するに、平成24年で6.5万人で主業的漁家3万人、政策頑張って3.5万人というのがあったとしたら、多分これぐらいの産業規模になると漁業権が今のよう形で、漁業者が非常に高いプライオリティを持って使うという国民的コンセンサスは得られないのではないかという気がするのです。それよりももっと大きなマスのあるレジャーがどんどん使い出すと思うのですよ。別にそれが悪いと言うわけではないのですけれども、その時点でさあどうしましょうかとなったときに、たかが6.5万人の産業のところだけ主張力があるとは思えない。だから、加速的に崩壊していくかなという懸念でございます。

山下委員長 吉岡委員。

吉岡特別委員 私は今婁委員のおっしゃることに非常にショックを受けておるわけですが、果たしてどの地域を指してそのように漁村が崩壊するというようなことを言われているのか私はよくわかりませんが、そういう地域もあるでしょうが、我々はやはり漁業に生きる者として、少なくとも経営の安定については日夜努力をしているのは事実であるわけですが、そういう中で、東京の意見と浜の意見とは随分と違いも実はあるわけですが、やはり先ほど委員長がおっしゃいますように、漁があるとき、ないとき、それはいろいろあるかもしれませんが、やはり沖合漁業としての関係者として、常時、月によって、また年によって安定するような、あるいはまた各浜の漁協におきましては残せるもの、残せないもの、経営の安定ということになるわけですが、やはり船の船齢、あるいは後継者の問題、そうしたものは各単協でもっているいろいろな議論し、そうしたものを原点としてどれを残すべきかということについては十二分に、これからは今まで以上に考えていかなければならないと思っておりますけれども、やはり問題は今この地域でもそうだと思いますが、後継者の問題が特に出ますが、漁のある船、漁のいい船については後継者は全く心配をしていないわけですね。問題は漁のない船、いわば経営が不安定な船。それをいかにしてカバーするかが私はいかからこの問題だろうと思っておるわけです。ですから、それを果たして浜でもって、各単協でもって、どこま

で支えてやるか、それが漁協の合併だと思っておるわけですが、その中で今加速的に進んでおるわけですが、そうしたものは随分とやはり今現在進んでおると思うのです。ですから、経営の安定につきましてはだれしもやはり経営者としては一番の神経を使い、最大のやはりノウハウをもってやっておるつもりでございますので、余り婁先生のおっしゃるようなことがあったのでは日本の水産業、あるいは水産庁も要らぬことになってしまいますから、私はそのありようの格好の中で我々漁業者は頑張っていかなければなりませんし、皆様の素直な気持ちも聞いていかなければならないと思いますけれども、学者先生のおっしゃることと浜とは随分と違いがあるということだけは、この際はっきりと御認識を賜っておきたいという、ちょっと言い過ぎかもしれませんが、私はそう思っております。

山下委員長 婁先生、反論はいかがですか。

婁特別委員 私は吉岡組合長のところは非常にすばらしいというのはよく存じ上げております。

吉岡特別委員 いやいや……。

婁特別委員 先ほど申し上げましたことは杞憂で終わってほしいことであって、ただ、政策を考えるこの場としては、やはりそういった可能性を私たちは考えて未然に防ぐというような役割があると思いますので、問題提起をしたということでございますので、私はそうなるのはほしくないということです。

山下委員長 ほかは、野村委員、どうぞ。

野村委員 では、浜の人でもなく学者でもない私が申し上げますが、私も相当、婁委員と同じように漁業が非常にせっぱ詰まった状況であるという話はよく聞きます。ちょっと今のお話を聞いて安心して、じゃあ余りそんなに国も頑張ることもないかなと、自助努力でやっていけるのならそれが一番いいわけなのですけれども、しかし、私は今、婁委員がおっしゃったように、やはり問題がいろいろあるところを座して見るというわけにはいかないというような気がいたします。

それでこれはこの小委員会と言うにはちょっと不適切かもしれないのですが、私、実は今日が最後なものですからちょっと申し上げておきたいのですが、これはいろいろなところで私はお話を聞きますと、やはり非常に今大きな問題になっていると思うのです。例えば、スイスの例で申しわけないのですが、スイスでは農業をやる人に対して基本的に直接支払いをしております。これは1つは防衛ですね。というのは、国境を接しているところで農業をきちんとやって人が住んでいなければ国土防衛というのは成り立たないわけですね。で、私は日本では海について同じようなことが言えると思うのです。日本で漁業者が激減して日本の海が寂れてしまう。海岸が寂れてしまうという問題が起こった場合は、これは漁村の問題だけではなくて、日本の防衛問題にも絡む非常に重要なテーマだと思っております。したがって、私は問題があったら早めにそこを解決する手だてをとるべきだというふうに思っております。もちろん、おいしいお魚を安く食べたいという国民の希望もあります。同時に海と漁村が賑わって、国民の、単に安全保障のみならず災害防止、災害対策としても大きな役に立っているという、そういうことでなければならぬと思いますので、私は極端なことを言いますと、直接支払いも含めて日本の漁業、漁村の維持・振興というものを考えていただきたいというふうに思います。

したがいまして、この論点整理でもちょっと気になるのは財源の問題をどうするのだろうかというようなことが気になっております。その辺は政策を抜本的に見直して、組み替えて対策を講ずるぐらいの対応がどうもいろいろなお話を聞くと今あるのではないかなという気がいたします。これは意見ですけれども。

山下委員長 ありがとうございます。

今、3時20分ですけれども、あと10分ぐらいでもし意見が出尽くしたら、それで委員会を終わるといのはどうかと思ったのですけれども、そういう感じで、もちろん4時まで部屋はございますので、それまでは大丈夫なのですけれども、そういうおつもりでいかがでございましょうか。今回のこの小委員会のことにかかわらずでも結構でございますが、小委員会はきょうでおしまいでございますので、この機会にちょっと言っておくということがございましたら、ぜひおっしゃってください。

平野委員。

平野特別委員 遠洋・沖合漁業には規制を緩和する必要があるということを謳ってあるのですけれども、沿岸漁業においてもいろいろな規制の緩和がやる気を起こさせていないとか、ほかの漁業に進みたいなと思っているやる気のある漁業者などがいろいろな免許とか何かの規制がかかってやれないとかいって意欲を失うような規制があるので、規制の緩和等も沿岸漁業の方にもうたってほしいなと思います。

山下委員長 ただいま3枚目ですね、4のアで、規制を緩和することが必要と書いてあるのは確かに遠洋・沖合漁業の項目にあります。沿岸もそれによって活性化がされるとしたら大変重要なことかと思っておりますので、ぜひ具体的な検討もお願いしたいと思っております。

さて、それではこれまで3月から活発な御議論を続けていただきまして、ありがとうございます。本日をもって終了ということになります。これまでいろいろと議事進行等に御協力を賜りまして、また遠方から毎回お越しくくださった委員の方々、どうもありがとうございます。

きょうの委員会の議論につきましては本日の御意見とあわせまして、漁業経営資源管理小委員会の論点整理ということとしまして、加工流通小委員会で行われる論点整理、それからこれまで企画部会において出されました議論と合わせまして体系化して整理をした上で、企画部会に提出いたします。企画部会は今度、7月6日に予定されておまして、そこで中間論点整理の素案として提出されることになっております。

この点に関しまして、事務局より何か補足することがございましたらお願いいたします。

坂井企画課長 企画部会の中間論点整理でございますが、できるだけ早く事務局として整理をさせていただいて、事前にごらんいただけるように送付をさせていただきたいと思っております。今のところいつというのはまだ確定しておりませんが、できる限り速やかに作業したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、当日、欠席される方がいらっしゃいまして、御意見がありましたら、書面で事務局までお寄せいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

山下委員長 ありがとうございます。

それでは、長官から御挨拶をいただきます。

小林水産庁長官 本当に委員の皆様方にはお忙しい中を半年にわたりまして活発な御議

論をいただきまして、ありがとうございました。

基本計画の見直しは来年の3月でありますけれども、ことしの1月、割と早めにスタートさせてもらいました。私ども、最初に申し上げましたけれども、全体の今の我々の施策の洗い直しが必要だろう。とりわけ今の課題になっております経営と裏腹の、それから資源ですね、それから加工・流通、この辺は本格的な議論と言いますか、すべて本格的なのですけれども、そういった議論の前にまずいろいろな立場の皆さんから御意見をお伺いして、それを中間的にまとめた上で、それをまた体系化して全体の議論をしていきたいという形で、その作業がこの半年だったわけでございます。

したがって、私どもの資料の仕立て方とか、それから議論は非常にいろいろなところと関連してきますので、そういう意味でこの2つに分けたということがかえってやりにくくて、特に委員長にはいろいろ御迷惑をかけたかもしれませんが、そういった中での議論でございましたので、これからは、特に秋以降は企画部会を中心に全体を体系づけてやっていきますから、きょう例えば婁先生を初めいろいろな御議論がありましたが、もう少し私ども、体系的に整理がありますので。

それから、吉岡委員とか平野委員からありました現場とのギャップ、これはまさにそのとおりですね。と言いますのは、これは基本計画ですから、さっき企画課長も申しあげましたけれども、いわば政府全体として閣議決定文書にして水産政策の基本骨格はこれですねということを今まとめる作業なのですね。これはいわば一種の国民的理解で、とにかく日本全体の立場から、じゃあ水産政策はこうやりなさいという、そういう骨格を決めてもらう。またそれがないと具体的な予算とかそういうものの勝負にならないわけですし、ただ、この議論を進めるのにはできるだけいろいろな、例えば漁船の構造改革はどうするのだ、船はどうするのだというようなことも並行して作業をしなければいけません。それはそれで今いろいろなことをやっていますので、また夏になりますと概算要求等の作業がありますから、そういった中でできるだけ具体化できるものは具体化してやっていきたい。ただ、そのときにもこういう今の基本計画に向けての議論を踏まえながら作業していくということになるかと思っておりますので、そういう意味で若干歯がゆいところがあるかもしれませんが、この基本計画の議論の場とそういった具体的な施策の議論の場といろいろなところでやっていますので、ひとつ全体を見ながらまたいろいろ評価していただければと思っております。

それから、野村委員から出ました。それから今とも絡むのですけれども、経営という意味の、経営政策として考えたとき、今農業もそうですけれども、経営という切り口になりますとやはり国民的観点からこういう経営になってほしいと。それはやはり競争力ということになりますので、それはどうしても今までとは違った形で頑張ってもらわなければいけませんよと。そうするとこういうふうに限られてくる、これはもう必然だと思うのですね。ただ、一方では地域をどうするのだ。今の婁先生、吉岡先生を初めありましたけれども、ただ、地域としてどうするかというのはまたこれは別の切り口だと思います。したがって、ここの小委員会にはまさに経営委員会ですので、今の野村委員のお話は恐らく秋以降、企画部会全体の中でそういった施策とどういうふうに体系化していくかといった形で多分議論になっていくと思っておりますので、それから小野委員からも経営の姿、これもずっと昔からの懸案として、どこまで具体的なイメージができるかどうかは別にしましても、

できるだけ将来、5年後、10年後を見通して、こういう議論があったらこういう経営がよいのだなという、そういうものはできるだけやはり示していければと思っておりますし、ただ、それが政策としてどういったレベルにあるかというのはまた別なものですら、それはまた工夫の余地があるかと思えますけれども、いずれにしましても、秋以降、また引き続きいろいろな場面で皆様方には御支援をお願いすることになると思えますので、よろしく願いいたします。

本当にどうも長い間、ありがとうございました。

山下委員長 ありがとうございました。

それでは、漁業経営・資源管理小委員会についてはこれで閉会とさせていただきます。きょうは長官もずっと臨席していただきまして、ありがとうございます。

それでは皆さん、ありがとうございました。

4 . 閉 会